

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年7月6日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから7月6日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。

いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

ハセガワさんお願いします。

○記者 NHKのハセガワです。

トピックスであった六ヶ所の高レベル放射性廃液の冷却が一時停止したという件で、そもそも事案の重大性については今、現時点でどのように捉えていらっしゃいますか。

○更田委員長 そうですね。起きたミスがどのぐらいのリスクを与えるかという観点からすると、廃液の貯槽はそれこそ冷却が1週間単位で停止しても危険な状態に至るというものではないので、リスクという観点からすると、大きなものではないとは思っていますけれども。ただ、長期間にわたって冷却し続けるというのが役割ですので、A系の工事をしていたのであれば、B系が動作しているかどうかというのを、バルブを操作したすぐ後にプロセス計（装）を確認すればよかったことなんだけども、それも数時間置き、4時間置きと聞いていますけれども、パラメーター確認のときまで見送ったというの、それだけ変化がゆったりした貯槽だからだといえなくはないんだけど。

今回のことで問題視するとすれば、操作をした後、流量がたっているかどうか、流量が出ているかどうかということの確認をせずに、プロセスの確認のところまで見なかったということと、それから、事案が確認できたときに、すぐに事務所、規制事務所長に相談してくれればよかったんですけども、結果的に判断が遅れて、夜中に本庁へファックスで連絡が入るといった形になりましたので。

これは、報告に当たるか当たらないかということ以前に、気軽にというところちょっと言葉がふさわしくないかもしれないけれども、何か起きたら常駐の検査官事務所に相談してくれればなというふうに思いました。この2点ですね。

○記者 あと、その上で石渡委員からも、その原因のところについて、なぜ仕切弁を閉めたのか、まだ分からないのかという指摘もありました。まだ法令報告の判断にも至らないというような状況、リアクションがないという状況があるということで、その後の原因究明に至るまでの対応、どう捉えますか。

○更田委員長 モニターで映しているわけでもない限りは、恐らくこうだろうということになるんだと思います、結果的に。今日でも、委員会での議論でもありましたけども、A系で工事を行うのでということで、A系の閉止弁のつもりでB系の閉止弁を閉めてしまったという、恐らくそういうことだろうと思います。

こういった誤操作を防ぐためには、複数ある系統が間違えないように、発電所でいけば色を塗り替えたりとかですね。それから、バルブに札をぶら下げてA系、B系と分かりやすくしたりとかということはあるんですけども、繰り返しになりますけども、変化のゆったりしたものなので、そこら辺の対応というのは、それほど厳しくなされていなかったということなんだろうというふうに思います。

○記者 その上で、今後、原因究明であり再発防止であり、望むところはどうでしょう。

○更田委員長 原因究明というのは、恐らく今申し上げたようなことだろうとは思いますが。ほかにB系を閉めてしまう理由というのがちょっと考えにくいので、原因の究明の作業の中で意図的ということはないだろうし、誤解に基づいてということも、誤解というのは、操作に関わる理解不足でというわけではなくて、単に誤認して、A系とB系を取り違えてということになるんだらうとは思いますが。これは、聞き取り等を含めて、原燃にはしっかりやってもらいたいというふうに思います。

ああいった貯槽は、貯留している高レベル廃液の崩壊熱にもよるんですけども、基本的に放置したら、一定の温度で、熱損失と相まって、一定の温度で平衡に達するんですけども、そういった平衡に達する温度等々の確認みたいなことをやってあるのか、やっていないのかというのは、やっておけば、これは放置してもたかだか温度がここで飽和しますというようなことがいえるわけですけども。こういったのは、説明という意味で安全上の確認というのはちょっと大げさですけども、説明の一環として日本原燃はやっておいてもいいのかなというふうには思います。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、エンドウさん、お願いします。

○記者 共同通信のエンドウです。お疲れさまです。

今に関連して、そもそものところで、炉規法の62条3項には該当するというふうに思われますでしょうか。いかがでしょうか。

○更田委員長 62条の3項について。法令報告に該当するかどうかというところですね。

○記者 そうです。

○更田委員長 微妙なところだと思うかな。判断に迷うところかなというふうには思います。

○記者 故障の中にその人為的なミスも含まれるという話もいただいていたんですけども、その点はいかがですか。結構、人為的ミスだとしたらば、ケアレスミスなのか。

○更田委員長 むしろ関心は、これが法令報告であるべきかどうかはちょっと迷うところ

です。先ほども言ったように、誤操作ないし、漏えいがあったわけではないので、誤操作や無理解のために両系統が停止したとしても、変化らしき変化、有意な変化が現れるまでに数時間かかるもので、しかも、危険な状態に最終的に至るかどうかも分からない。温度が上昇して、例えば温度警報60℃ぐらいだと思いますけども、それに達するとしたところで、1週間単位ぐらいです。

だから、その冷却系統が数時間停止したことをもって、法令報告とすべきかどうかというのは、議論の余地があるところだというふうには思っています。むしろ、法令報告であるかどうかという形式よりも、こういったことが起きて分かったときには、気軽にという言葉が、ちょっとふさわしい言葉が思いつきませんが、やっぱり、というのは、判明したのが夜、まだ人が一般に寝るか寝ないかぐらいのところ、11時とかそのぐらいの時間ですので、であれば、電話一本、規制事務所にかけてくれればというふうに、事業者の行動としてはそう思いますけどね。

○記者 原燃さんのこの説明では、そのジャッジ、そもそも冷却が停止したとジャッジしたのが、翌日の未明の2時半で、それまでには、それまでジャッジしていないという、判断は下していないというところだったんですけども、個人的にはちょっと判断が遅いんじゃないのかと思ったんですが、この点、いかがでしょうか。

○更田委員長 それは、判断というものの定義の問題ですけれども、日本原燃が判断すべきものというのをどう決めていたかによるので。例えば、冷却が停止している、停止していないというものの判断も、その現場の判断をもって判断とできるのか、それとも責任者を置いて、管理者を置いて、その人の判断をもって冷却が停止しているというふうにしていたかというのは、それは、社内の決まりの問題だと思っています。

繰り返すけど、遅いか、遅くないかというのは、その設備の冷却が停止して、有意な変化が現れるのにかかる時間との兼ね合いだと思っているので、そういった意味で、発電所のセンスを再処理施設に持ち込むのはかえって危険だと思うんですよ。だから、危ないことは本当に危ないんだけど、ものすごくゆっくり変化するものに対して、早く変化するものの感覚を持ち込むというのはふさわしくないと思っているので。そういった意味で、すごく遅かったかと思うかと言われたら、そうではないと思います、私は。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、ササキさん、お願いします。

○記者 青森の東奥日報のササキです。

今の件に追加なんですけれども、先ほどから委員長が地元の検査官事務所に報告してくれればという話でしたが、今回のこの事案が本庁にファックスであったということからして、何か不都合というか、何か影響が出たんでしょうか。

○更田委員長 特に影響が出たわけでもありませんし、不都合があったわけではないんですけど、報告という言葉が使われたけども報告というほど大げさなものではなくて、やっぱり検査官事務所と、それから事業者との間の距離というのは、原子力規制検査の導入の狙いの一つではありますけど、もっと近いものであっていいと思っているんですね。

ですから、何か通常と異なることが起きたときに、規制事務所は気軽に事業者から相談を受けられるものであってほしいと思いますし、被規制者、事業者のほうのマインドとしても、取りあえず一本事務所に電話入れておこうよというぐらいであってほしいかなというふうに、私は思っています。

○記者 すみません。再処理工場に関してちょっと関連して、別の質問なんですけど、設工認審査、日本原燃再処理工場の設工認の審査は依然として遅れが生じています。1月には、増田社長に対して、委員長からも膠着状態とか停滞が続くようなら、何らかの打開策をとって、求めた経緯もありますけども、今もなお、設工認審査の遅れが続いている、この要因というのを委員長御自身はどのように見ていらっしゃるかを伺いたいですけれども。

○更田委員長 そうですね。単純に言ってしまえば機器の多さと、それから経験の問題ですけれども、あれだけの機器の多いプラントを原子力の世界では初と言っていいわけですね。発電所とは全く違うわけなので。ただ、日本原燃も電力のバックアップは随分受けているようであって、それは人事等にも表れているし、電力会社から発電所の審査経験等を、審査を引っ張った経験のある人たちを日本原燃も受け入れて、体制を整えようとしているところではありますけど、まだ、今までのところ、目立った効果が出ているわけではないというのは、正直なところだろうというふうに思います。

これは、増田社長も苦労されているところだろうとは思いますが、それでもまだまだ、ある意味、設工認は使用前確認と併せて考えると、序盤と言っていい状態なので、これからだと思いますね。

それから、設工認と使用前確認とを組み合わせるとうまい工程を立てないと、本当に時間がかかることになるので、これは、そうですね、それから半年、1年が、うまく軌道に乗せられるかどうかの勝負所だというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、ヤマノさん、お願いします。

○記者 すみません、朝日新聞のヤマノと申します。

1F（福島第一原子力発電所）事故の関係なんですけれども、来週、事故当時の東電の経営幹部の皆さんに対する株主代表訴訟の判決が予定されているかと思うんですけれども、判決によっては、いわゆる原子力事業者の責任者個人に重い責任を問うもの

になる可能性があるかと思うんですが、この裁判について、規制のお立場からはどのような関心を持ってこれまで見られておられましたでしょうか。

○更田委員長 これは、これまでも会見で申し上げていると思いますけれども、刑事裁判ですし、その個人の方に対する裁判なので、規制委員会、あるいは規制庁として、これまで見解を申し上げたことはないですし、当然そこで争われている内容に関しては、他のものとの共通しているものもあるので、関心がないと言え、個々人として関心がないといえば嘘になりますけれども、組織としての見解を持つものではありません。

○黒川総務課長 すみません、一点だけちょっと、さっき、今、刑事で答えられましたけど、株主代表訴訟ですよ。まあ、でも答えは変わらないと思いますので。

○更田委員長 どっちにしても同じことで、刑事のほうじゃなくてね。経営者の方々と言われたので、4名の方のほうというふうに取り取って、それは誤解しましたけれども、株主代表訴訟にしても、そこで争われているものに関しては、例えば賠償に関わるものであるとか、そういったものとの間での類似点はあるので、私たちは全く関心を持っていないというわけではないですけれども、ただ、規制委員会、規制庁として見解を申し上げる筋のものではないというふうに思います。

○記者 分かりました。

ちょっとあれなのですが、いわゆる原子力事業者と、規制側のコミュニケーションのことについてお伺いしたいんですけれども、事業者の経営責任者の方との意見交換というのを、平成26年の10月から行われていらっしゃると思うんですが、これについて、いわゆる継続した改善の観点などの視点から、この意見交換によって、これまでどのような成果が得られたかというところについてお考えをお伺いしたいんですけれども。

○更田委員長 おっしゃっているのは、私たち、CEO会議（原子力規制委員会と原子力事業者（経営責任者）との意見交換）とか、経営層との間の意見交換と。これに関しては、私たちが率直に何を考えているかということを経営層に受け止めてもらうという意味では役に立っていると思いますし、それから、経営層が本当に懸念として何を持っているかということをお互いに伝え合うという意味では意味を持っているんだろうと思っています。

それから、特定重大事故等対処施設への力の入れ方であるとか、そういった一般的な議論のものなので、具体的にこの部分が、もしこれがなかったらなかったといえるような成果というのをいうのは、なかなか難しいですけれども、それでも透明性を確保した上で、事業者との意見交換の場を持つというのは重要なことだと思いますし、今後とも続けていくことになるだろうと思っています。

それから、少しその経営層との意見交換も最近具体的な話題について、短時間であってもやるようになっていて、一つのきっかけが北海道電力の泊発電所の審査をどう効率化しようかという議論に関しては、北電と先日意見交換をして、これは私たちの

伝えようとしていることを文書化するという取組で効果を挙げつつあるんだろうと思っています。

それで、北電との意見交換の形式というのは、これは今後他電力との間とも同様に展開していけばというふうに思っています。

○記者 やはり、個別の話題とかも当然あると思うんですが、やはり共通されているのは、その意思疎通の重要性というか、そういったところを一番重視されているというようなところでしょうか。

○更田委員長 これは国際比較から言っても、各国それぞれ事情があるんだろうと思っています。例えば米国ですと、規制当局のトップが引退した後、電力の社外取締役になったりする例がごく一般的だし、それから規制当局の、例えば日本で言う規制庁の長官に当たる人は、退職した次の月からコンサルタント業を始めて電力のコンサルタントをやるというのは、もう自然というか、むしろその他の道がないくらい規制当局のOBのキャリアとしては一般化されているんですね。そういった意味では、規制当局と事業者との人間の動きが活発で、フランスなんかも、電力と規制当局と推進当局の間を人がぐるぐる回るみたいな人材の流れがあると。ただ、これは規制当局がそういった関係の中ではどうしてもキャプティブ（captive）になってしまうという厳しい指摘があって、日本の場合は、人材の交流というのは、規制側と推進側の間でははっきり遮断をされているので、その代わりに、やはり透明性を確保した上で意見交換を行うという場をやっぱり持たないと、そうでないと、共通理解が生まれないと、やっぱり安全という目標は双方が共通して持っているものですから、共通理解が生まれにくいというところはあるので、そういった意味で、ああいった公開での意見交換の持つ意義というのは、日本では特に高いんだろうというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ハセガワさん。今ハセガワさんが挙げられていますが、ほかの方はよろしいでしょうか。

では、最後、ハセガワさんお願いします。

○記者 NHKのハセガワです。

すみません、今のちょっと質問に関連して、その今日の安全研究の話でも、事業者にやってもらってもいいんじゃないかみたいな、そういう話もありましたが、やはり規制庁としてやると予算も限られるとかというところで、狙いを絞ってということもありますが、その安全研究とか、そういった安全性の向上に向けた研究で事業者との関わり方とか、そういう部分での検討の仕方もあるのかなと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○更田委員長 これは特に原子力規制委員会が発足してからの話ではなくて、もう安全研

究というものの抱えている基本的な見極めの必要な点なんです。どこまでを事業者が立証するべきであって、その安全性の確認をどこから規制当局が自らやるべきなのかというのは、その安全研究の各分野で、それぞれ歴史的に生まれてきた、形成された線引きみたいなものがあることはあるんです。過剰に全てを国が確認するというものでは決してなくて、国が行う安全研究、規制のための研究というのは、本当に国がやることによって、価値が生まれる分野であるべきだろうと思っています。そういった意味では、研究課題によっては、国が自ら行うことよりも、事業者に成果・結果を求めて、それを私たちが確認するというほうがふさわしいものもあると。

従来で言えば、燃料に関して言うと、通常時、通常運転時の挙動や、異常過渡時の挙動というのは、事業者自ら試験をしているケースが多くて、設計基準事故以降に関しては、国が国のお金を投じて、ただ事業者との間、協力を関係を持ってですけども、確認をしていくというケースが多くて、ごくごく一般的ではありませんけども、プラントの状態との関係で語るとすれば、事故に至るまでの範囲のところは事業者の立証責任で、それを上回る部分の非常に不確かさの大きな領域に関しては、一定程度国が関わっていくというのが、恐らく正しい在り方なんだろうと思いますけども。

規制側も、じゃあ通常運転時に関する知識がなくていいかということ、決してそうはならないので、各分野に照らして物を言える専門家をそろえておくということは国にとっても重要なんだというふうに思っています。だから兼ね合いの難しいところだというふうに思います。

○記者 やっぱりそういう意味で、今日の廃棄物の処分に至る研究であったりとか、そういう部分をやっぱり国としてやっていくということの重要性みたいなところがあるんでしょうか。

○更田委員長 一定程度はあるんだろうと思っています。

事業者からこう聞いています、あるいは推進主体からこういう説明を受けているというだけで、規制当局の役割が全て果たせるものではないだろうと思っていますので、廃棄物に関して言えば、人工バリア、天然バリアそれぞれについて、自ら調べて、という部分は必要だろうというふうには思います。

それからですね、例えば、本来は全てが推進主体や推進部隊が整えてくるべきな分野であっても、全面的にその研究活動を推進側に委ねてしまうと、規制側で人が育たなくなるんですね。それで、人様のやっていることを見てといっても、どうしてもなかなか専門家にはなれなくて、しかも学会であるとか国際コミュニティに出ていくと、みんなが知らない情報を持っている人間が価値を持って受け止められる世界なので、自ら成果を生み出していないと、なかなか専門家になれないという部分はあるので、規制当局にとって、研究というのは、その成果と同じくらい、人を育成するということが重要なので、研究成果そのものは、本来は事業者に要求してもいいようなものだけど、これを自分たちでやっておくことによって、人が育つねという判断はあるもの

ですから、そういった意味で、少し幅広に研究を捉えているという部分はあります。
○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—